

研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書（案）
～重要技術の流出防止のために～

1		
2		
3		
4	はじめに.....	2
5	I 研究セキュリティの確保に関する取組の基本的な枠組み.....	3
6	第1章 研究セキュリティの確保に関する取組の基本的な方針.....	3
7	第2章 研究セキュリティの確保に関する取組の基本的な枠組み.....	5
8	II 関係者に求められる研究セキュリティの確保に関する取組.....	11
9	第1章 政府による取組.....	11
10	第2章 資金配分機関による取組.....	13
11	第3章 研究機関による取組.....	17
12	第4章 研究者による取組.....	23
13	参考資料.....	24
14	（1）用語の定義.....	24
15	（2）国際的な動向.....	25
16	（3）御協力いただいた有識者.....	27
17	（4）検討の経緯.....	28
18	（別紙1～3）.....	29
19		
20		
21		
22		

はじめに

科学技術・イノベーションを推進していくためには、国際的に開かれたオープンで自由な研究環境において、多様なパートナーと協働していくことが不可欠である。我が国も、こうした理念に基づいて、長年にわたって様々な研究を支援してきた。各研究機関は、公費で支援された研究成果を広く公開することで、我が国の社会・経済の発展はもとより、グローバルな課題の解決にも大きく貢献してきた。

一方で、今や科学技術における優位性の確保は、国の経済安全保障にも関わる重要な要素となっており、世界の研究開発競争は激化の一途をたどっている。そうした中で、一部の組織や行為者が、我が国が堅持してきたオープンで自由な研究環境という理念に付け込んで、重要技術を不正に窃取すること等により、科学技術における優位性を得ようとする動きも生じている。

そのため、近年では、G7各国やその他の同志国においては、重要技術の流出防止を図るため、従来から行ってきた安全保障貿易管理等の枠組みにとどまらず、共同研究者や共同研究機関に対するデュー・ディリジェンス¹を実施し、リスク軽減措置を講じるといった、一段レベルの高い研究セキュリティ²の確保に関する取組が始められている。

我が国としても、これまでのような研究環境を維持しつつ、悪意のある組織や行為者から重要技術を保護し、健全な研究コミュニティの活動を引き続き行っていくことができるようにする必要がある。そのため、国の競争的研究費で実施する研究開発プログラムのうち、経済安全保障の観点から特に技術流出を防止する必要があるものを対象として、諸外国の先進的な取組と同等の研究セキュリティの確保に関する取組を行うこととした。

研究セキュリティの確保については、我が国においても新たな取組となる。そのため、本手順書は、G7各国やその他の同志国における取組を参考としつつ、我が国の研究現場の実情等も踏まえた実効性のある取組となるように、有識者の方々からの御助言・御指摘をいただきながら検討を進め、研究セキュリティの確保に関する取組の基本的な枠組み及び関係者に求められる取組の具体的内容について取りまとめたものである。

¹ 用語の定義は、P24 を参照のこと。

² 用語の定義は、P24 を参照のこと。

I 研究セキュリティの確保に関する取組の基本的な枠組み

第1章 研究セキュリティの確保に関する取組の基本的な方針

1-1. 基本的な考え方

(1) 本手順書の目的

本手順書は、我が国の研究機関や研究者が国際共同研究等を行う際に、相手方等が信頼できるパートナーであることを確認し、安心して研究に取り組むことができるよう、従来から行われてきた研究インテグリティ³の取組の徹底の上に、研究セキュリティの確保に関する取組を構築するため、研究機関等が実施すべき取組等を整理して示すものである。本手順書に基づく取組を実施することを国際社会に対して示すことにより、我が国の研究機関がG7各国やその他の同志国と相互の信頼を構築し、引き続き、国際共同研究等を円滑に進めることができる。また、本手順書に基づく取組は、我が国の経済安全保障上の重要技術が、研究機関や研究者が意図しない形で流出することを防止し、国益を保護することにも資するものである。

(2) 合理的なリスクマネジメントの必要性

研究機関で行われている研究の中には、経済安全保障上の重要技術に関する研究も含まれる。一方で、そうした研究については、国内外の様々な研究者や共同研究を行う企業など、多様なステークホルダーが関わっていることも多く、研究のプロセスの中で、研究機関や研究者が意図しない形で重要技術が流出するリスクが常に存在する。そのため、国際共同研究等を行うに際しては、相手方等が行っている研究の内容や共同研究を行う目的、研究費の獲得状況、兼業の状況、他機関からの称号の付与等の情報を収集した上で、相手方等が信頼できるパートナーであるかどうかを確認し、想定されるリスクに適切に対処していくことが求められる。

もっとも、研究機関や研究者において、どれだけ多くの情報を集めたとしても、相手方等が信頼できるパートナーであるかどうかを適切に判断できる保証はない。それにもかかわらず、研究機関や研究者にリスクをゼロにするような結果（「ゼロ・リスク」）を求めるとすれば、相手方等の情報を確認するために多大な労力やコストをかけることになったり、研究機関や研究者が、国際共同研究等に過度に抑制的になったりするなど、研究現場に悪影響が生じるおそれがある。結果として、研究に支障をきたすようなことになれば、本末転倒である。そのため、本手順書では、研究機関や研究者にゼロ・リスクを求めることはせず、経済安全保障上の観点及び研究現場における実効性の観点から、対象とする技術を絞り、リスクの程度に応じた合理的な対処を求めることとし、同時に、リスクマネジメント⁴の標準的な手続を示すことで、研究機関や研究者に過度な負担が生じないようにするものである。

なお、相手方等が信頼できるパートナーであるかどうかを判断するに当たって、国籍や人種、宗教・文化等を理由とした差別的な取扱いがあってはならないことは当然である。

³ 用語の定義は、P24を参照のこと。

⁴ 用語の定義は、P24を参照のこと。

1－2. 本手順書の位置付け・性格

本手順書は、以下のような位置付け・性格のものとする。

(1) ガイドラインとしての位置付け

本手順書が対象とするリスクマネジメントについては、研究分野・領域の特性や対象となる技術の成熟度（Technology Readiness Level：TRL）、研究機関の実情等により、研究機関や研究者の対応が異なり得ることを踏まえると、様々な状況に柔軟に対応できる枠組みとすることが望ましい。また、G7 各国やその他の同志国においても、法令ではなくガイドラインとして策定することが一般的であることから、我が国においても、法令としてではなく、遵守すべきガイドラインとして、政府、資金配分機関（各競争的研究費制度を運営し、競争的研究費を研究機関又は研究者に配分する機関（府省庁が配分する場合は当該府省庁を含む。）をいう。以下同じ。）、研究機関及び研究者に対して、考え方の枠組みや取組の手法を示すこととする。

(2) 最低限実施すべき措置及び実施することが望ましい措置

本手順書は、経済安全保障上の重要技術の流出防止を図るとともに、信頼のおける国際協力の確保のために、政府、資金配分機関、研究機関及び研究者が、「最低限実施すべき措置」と「実施することが望ましい措置」を示すものである。本文において、「必要である」としている箇所は最低限実施すべき措置の内容を、「望ましい」としている箇所は実施が望ましいものの、現時点ではその実施を求めない措置の内容を、それぞれ記載している。なお、各研究機関が、法令等に抵触しない範囲において、付加的な措置を実施することを妨げるものではない。

(3) 可変的性格

本手順書は、その運用状況や諸外国の動向等を踏まえ、随時見直すべき性質のものである。そのため、今後も資金配分機関、研究機関及び研究者コミュニティと対話しながら、必要に応じて見直しを行っていくこととする。

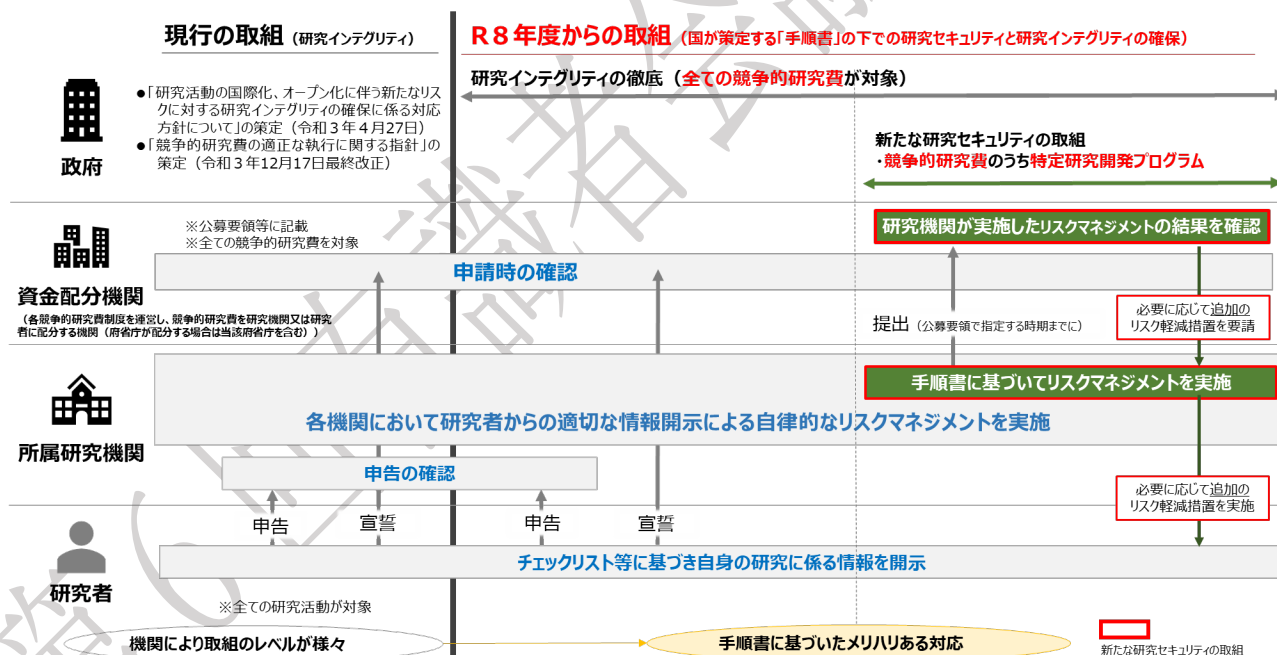
第2章 研究セキュリティの確保に関する取組の基本的な枠組み

2-1. 基本的な枠組み

近年、研究機関及び研究者においては、研究インテグリティの考え方が浸透してきており、全ての研究分野において、研究者は自身の研究活動に係る情報を所属研究機関に申告するとともに、所属研究機関は申告された情報を確認の上、自律的にリスクマネジメントを実施するようになってきている。こうした取組については、今後も着実に実施することが必要である。

一方で、研究セキュリティを確保しながら国際共同研究等を進めていくためには、新たにパートナーとなる研究者等について、信頼できるかどうかを確認し、想定されるリスクを踏まえた上で、適切なリスクマネジメントを実施することが必要である。本手順書においては、G7 各国やその他の同志国の取組を参考としつつ、経済安全保障上の重要技術の流出を防止するため、下図のとおり、政府、資金配分機関、研究機関及び研究者がそれぞれ関与する枠組みを設けることとする⁵。

【重要技術の流出防止に係る基本的な枠組み】



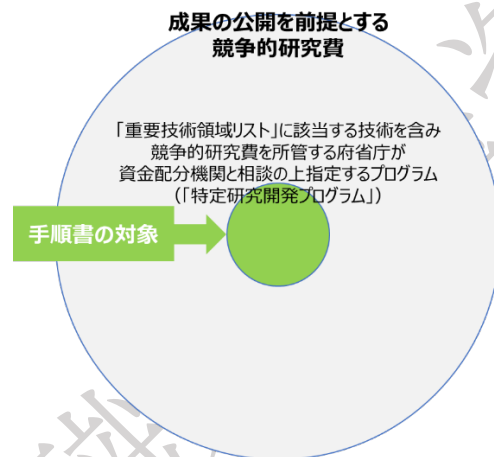
⁵ 重要技術の流出防止に当たっては、経済産業省の「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第五版」の内容も適宜参照されたい。

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/guidance5.pdf>（確認日：2025/10/3）

2-2. 対象となるプログラム

本手順書が求めるリスクマネジメントの対象は、研究成果の公開を前提とする競争的研究費⁶のうち、「重要技術領域リスト」に該当する技術を含む可能性があるものであって、経済安全保障の観点から特に技術流出の防止が必要であるとして、当該競争的研究費を所管する府省庁が資金配分機関と相談の上で指定する⁷研究開発プログラム⁸（以下「特定研究開発プログラム」という。）とする。特定研究開発プログラムは、下図のとおり、競争的研究費のうちの一部である。

【本手順書が対象とする特定研究開発プログラムの考え方】



重要技術領域リストは政府が策定することとするが、当面、「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」（令和4年9月30日閣議決定）において調査研究を実施する技術領域の参考として定めた20分野（別紙1）をもって、これに替えることとする。今後、重要技術領域リストが策定された場合は、これに従うこととする。

特定研究開発プログラムとして指定する対象は、当面、上記のとおり競争的研究費のうちの一部とする。これは、競争的研究費が、政府が特定の政策目的をもって予算措置をしているものであり、その研究成果の流出を防止すべき必要性が特に高いことによる。特定研究開発プログラム以外の競争的研究費や国立大学法人運営費交付金など競争的研究費以外の公的資金により行う研究についても、研究機関や研究者が意図しない形で研究成果の流出を防止することは重要であり、本手順書に準じた形でリスクマネジメントを実施することが望ましい。

なお、外国の研究機関等との共同研究に関し、当該外国の研究機関等から研究セキュリティ対策の実施を求められた場合についても、本手順書に準じた形でリスクマネジメントを実施することが考えられる。

⁶ 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」（令和3年3月5日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）は、「大学、研究開発法人、民間企業等……において、府省等の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るもの。従来、競争的資金として整理されてきたものを含む」としている。内閣府ホームページにおいて競争的研究費制度の一覧を掲載している。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>（確認日：2025/7/2）

⁷ 指定するに当たっては、内閣官房国家安全保障局、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）及び内閣府科学技術・イノベーション推進事務局の確認を経ることとする。

⁸ 競争的研究費の制度全体ではなく、一部の事業、分野等の単位で指定する場合も含めて「特定研究開発プログラム」という。

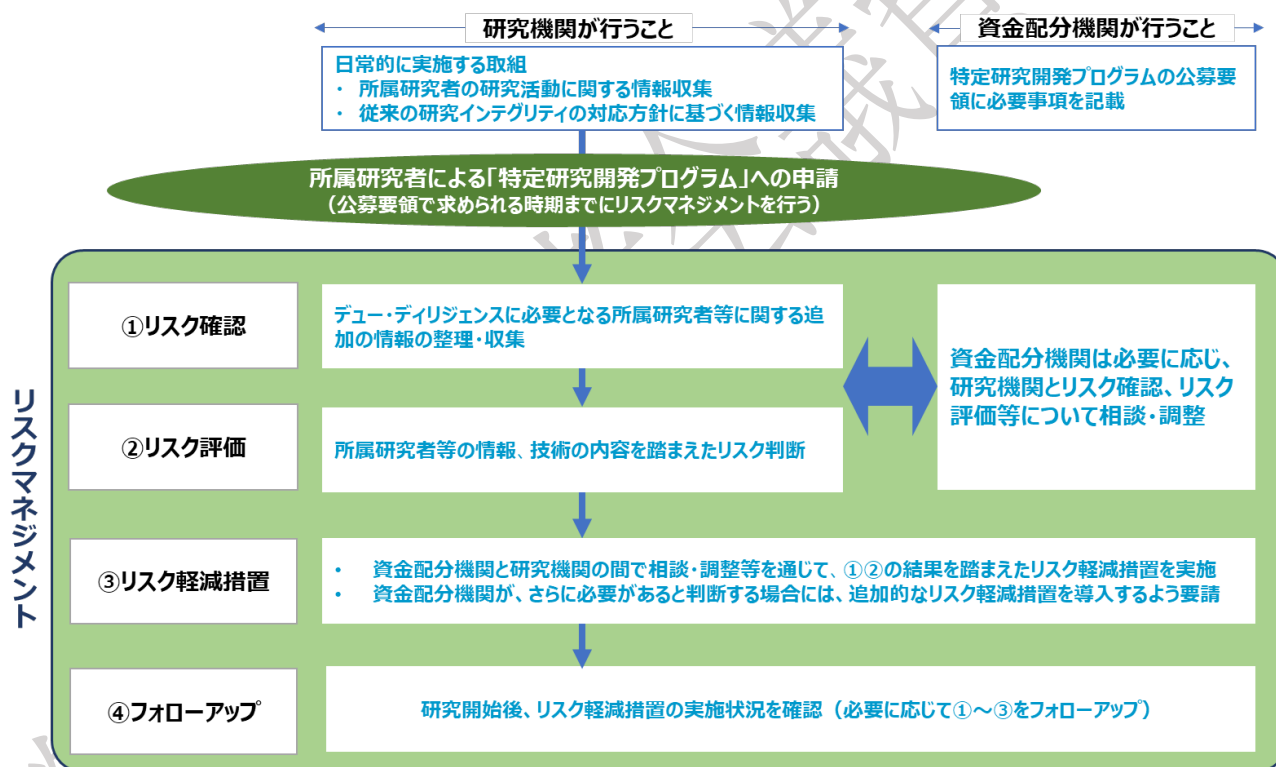
2-3. リスクマネジメントの手順

本手順書が求めるリスクマネジメントを適切に実施するためには、研究機関においては、日常的に情報を収集することに加え、特定研究開発プログラムへの申請に関し、①どのようなリスクが想定されるかという「リスク確認」、②当該リスクがどのような影響をもたらすのか、また、リスク発生の可能性がどの程度あるのかという「リスク評価」、③想定されるリスクを軽減するための対応策を講じる「リスク軽減措置」、④これら①から③の取組についての事後的な確認や検証等を行う「フォローアップ」という一連の手続を行うことが必要である。

また、資金配分機関においても、特定研究開発プログラムに関し、これら①から④の一連の手続を行うことが必要である。

その手順のイメージは下図のとおりである。

【リスクマネジメントの手順のイメージ】



2-4. リスクマネジメントの対象

PI（特定研究開発プログラムにより行う研究の全体の責任者をいう。以下同じ。）の所属研究機関（以下「研究代表機関」という。）は、以下の者についてリスクマネジメントの対象とすることが必要である。

①研究代表機関に所属し、特定研究開発プログラムに参加する予定の研究者（PI 及び研究参画者）

②Co-PI（共同研究機関（特定研究開発プログラムにより行う研究を研究代表機関と共同して行う研究機関及び研究代表機関から特定研究開発プログラムにより行う研究の一部の委託を受けた研究機関をいう。以下同じ。）の代表として特定研究開発プログラムに参加する予定の研究者をいう。以下同じ。）

また、研究代表機関は、共同研究機関（我が国の大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立研究開発法人及び公設試験研究機関以外の場合に限る。）についてもリスクマネジメントの対象とすることが望ましい。

共同研究機関は、当該共同研究機関に所属し、特定研究開発プログラムに参加する予定の研究者（Co-PI 及び研究参画者）をリスクマネジメントの対象とすることが必要である。

具体的なリスクマネジメントの対象は研究の体制により異なることが想定される。下図では、大学間での共同研究の場合の例を、研究代表機関をA大学、共同研究機関をB大学として示している。この例におけるリスクマネジメントの対象は以下のとおりである。

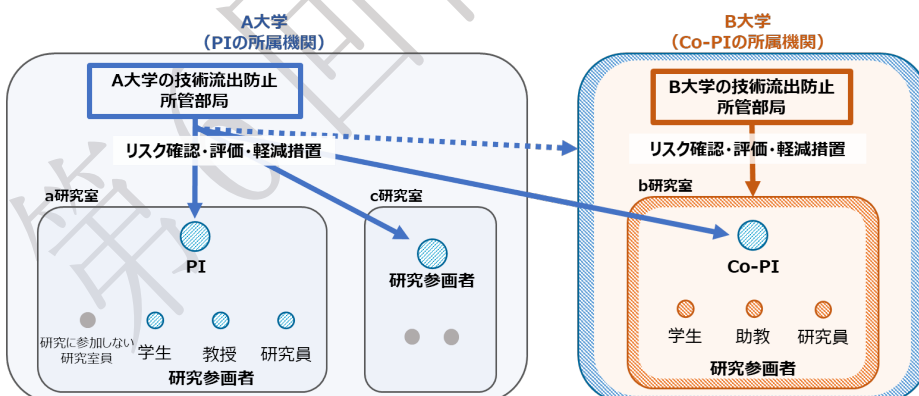
（１）A大学が実施するリスクマネジメントの対象

- ・A大学に所属する研究者（PI 及び研究参画者）
- ・B大学に所属する Co-PI

（２）B大学が実施するリスクマネジメントの対象

- ・B大学に所属する研究者（Co-PI 及び研究参画者）

【研究機関が実施するリスクマネジメントの対象（大学間での共同研究の場合）】



なお、企業⁹など大学以外の研究機関が研究代表機関又は共同研究機関となる場合においても、特定研究開発プログラムに申請する際には本手順書が求めるリスクマネジメントの実施が必要である。その際のリスクマネジメントの対象の考え方は上記と同様である。

⁹ 研究機関が企業である場合におけるリスクマネジメントの実施に当たっては、現在、経済産業省において検討されている「技術流出対策ガイダンス第2版」(P) の内容も参照されたい。

2-5. チェックリスト・アンケートの作成

(1) 研究インテグリティのチェックリスト

全ての研究機関及び研究者においては、従来、政府が示す対応方針を踏まえた研究インテグリティの確保が求められてきた。具体的には、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）¹⁰及び研究インテグリティのチェックリスト（大学・研究機関等向け¹¹及び研究者向け¹²「研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト（雛形）」を参考に作成されたチェックリストをいう。以下同じ。）に基づき、研究者は自身の研究活動に関する情報を所属研究機関に申告するとともに、所属研究機関は申告された情報を確認することが求められている。

また、資金配分機関においては、府省共通研究開発システム（e-Rad）等を通じて、研究者が競争的研究費の申請に際して申告している内容が正しいことについての宣誓を確認した上で、資金配分を行うこととしている。

(2) 研究セキュリティのチェックリスト

こうした研究インテグリティの確保に関する取組については、研究インテグリティとして最低限担保すべき内容と、諸外国においては研究セキュリティとして実施されているような、研究セキュリティに力点を置いた内容も含まれている。そのため、後者の内容を含め、各研究機関及び各研究者が、特定研究開発プログラムに申請する際に参照するためのものとして、研究機関向け及び研究者向け「研究セキュリティのチェックリスト」¹³（別紙2）を作成した。このチェックリストでは、研究セキュリティの確保の観点から特に留意すべき項目を挙げた。

特定研究開発プログラムに参加しようとする研究者が所属する研究機関は、研究セキュリティのチェックリストを用いて自己点検を行い、最低限必要なリスクマネジメントが実施できているかを検証することが望ましい。

(3) 研究セキュリティに関するアンケート

特定研究開発プログラムを実施する資金配分機関は、研究機関における本手順書への対応状況¹⁴等を確認するため、「研究セキュリティに関するアンケート（雛形）」（別紙3）を参考にして研究セキュリティに関するアンケートを作成し、公募要領に定める時期までに研究機関から回答を求めることが望ましい。

¹⁰ https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/integrity_housin.pdf（確認日：2025/7/2）

¹¹ 大学・研究機関等向け「研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト（雛形）」（令和5年6月29日版）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/checklist2r.pdf>（確認日：2025/7/4）

¹² 研究者向け「研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト（雛形）」（令和3年12月17日版）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/checklist1.pdf>（確認日：2025/7/4）

¹³ 「研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト（雛形）」は、引き続き、研究機関において自律的な研究インテグリティのリスクマネジメントを実施するに当たって参照すべきものとして活用される。

¹⁴ 具体的には、研究機関が、最低限実施すべき措置（本手順書において「必要である」と記載されている措置）を実施しているかどうかを確認することとなる。

2－6. 手順書違反が生じた場合の対応

本手順書が研究機関及び研究者に求める取組が十分に行われた場合でも、結果的に技術流出を防止することができないことも想定される。その場合、研究機関や研究者が責任を負うものではない。

一方で、本手順書が研究機関及び研究者に求める取組について、意図的な虚偽申告や申告隠しなどが行われたりした場合には、政府として対応する必要がある。

この点、競争的研究費全般を対象とした「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日、令和3年12月17日改正、競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）¹⁵（以下「指針」という。）は、各種の不正行為に対する措置を定めている。特定研究開発プログラムは競争的研究費であることから、指針を改正し、手順書に違反する行為については、当該行為の悪質性及び招いた結果の重大性を踏まえ、指針の「3. 不正使用及び不正受給への対応」における不正受給の行為であるとして、研究者に対する応募制限措置等を講じることが考えられる。

また、研究機関及び資金配分機関は、重要技術を流出させないような体制整備及び重要技術の流出などの緊急事態が発生した場合の連絡・対応に係る体制整備を図るとともに、重要技術が流出した場合には、これらの体制が適切に整備されていたか、有効に機能していたか等を検証することが必要である。

¹⁵https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf（確認日：2025/7/4）

Ⅱ 関係者に求められる研究セキュリティの確保に関する取組

研究セキュリティ・インテグリティに関する取組は、G7 でも指摘¹⁶されているとおり、いかなる組織であっても単独で対処することは困難であり、また、絶えず変化する研究を取り巻くリスクに対処するためには、研究コミュニティの全ての構成員が各自の明確な役割と責任を認識し、理解することが必要である（“shared responsibility”）。

この前提の上で、各関係者に求められる取組を以下に示す。

第 1 章 政府による取組

政府は、以下のとおり、本手順書が求めるリスクマネジメントが適切に実施されるよう、資金配分機関、研究機関及び研究者に対する各種の支援を行うとともに、本手順書、研究セキュリティのチェックリスト及び研究セキュリティに関するアンケート（雛形）について、その運用状況や諸外国の動向等を踏まえ、随時見直すことが必要である。

1－1．研究機関及び研究者のリテラシー向上に向けた支援

研究機関及び研究者の研究セキュリティの確保に関するリテラシー向上を図るため、内閣府は、必要に応じて以下の取組を実施することが必要である。

- ①研究セキュリティの確保に関する研修教材の作成、説明会の開催及び研修の実施
- ②研究セキュリティの確保に関する諸外国の動向、ヒヤリハット事例及び好事例の収集・発信
- ③研究セキュリティの確保に関する資金配分機関、研究機関、研究者等の情報交換の場の創設

1－2．相談窓口の設置

本手順書の運用に関する各種の問合せや相談に対応するため、内閣府は、以下の機能を有する相談窓口を設置することが必要である。

（１）ワンストップ窓口

本手順書の運用に関する各種問合せや相談をワンストップで受け付ける相談窓口を設置する。なお、例えば、各特定研究開発プログラムの公募要領や具体的な運用に関する問合せについては、当該特定研究開発プログラムを実施する資金配分機関に取り次ぐなど、問合せや相談の内容に応じて適切な機関に取り次ぐものとするのが適当である。

（２）研究機関等からのリスクマネジメントに関する相談への対応

¹⁶ 「研究セキュリティと研究インテグリティに関する G7 共通の価値観と原則」（日本語仮訳）

https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/g7_sigre_values_jpn.pdf（確認日：2025/7/2）

「責任の共有：いかなる組織も、単独では研究セキュリティに対処することはできない。それと同時に、研究セキュリティリスクは何もないところに存在するものでもない。動的で絶えず変化する研究リスクに対処するためには、研究セキュリティと研究インテグリティに対するリスクへの対処や管理に関して研究コミュニティのすべての構成員が各自の明確な役割と責任を認識し、理解するべきである。政府は、それぞれの研究コミュニティとのこうした対話の促進におけるリーダーとなるべきである。」

1 研究機関等からのリスク確認・リスク評価、リスク軽減措置などリスクマネジメントの実
2 施に関する相談等に対応することが必要である。

3 この相談窓口は、相談者に対して助言するものであり、相談者に代わって判断するもので
4 はないことに留意が必要である。また、相談等の内容は、相談への対応やヒヤリハット事例・
5 好事例の蓄積に必要な範囲で、関係行政機関及び資金配分機関と情報共有することがある。

7 1－3. 特定研究開発プログラムに関するリスクマネジメントの実施に対する支援

8 政府は、研究機関、資金配分機関等が実施するリスク確認、リスク評価、リスク軽減措置
9 などリスクマネジメントの実施に係る経費について支援することが必要である。

11 1－4. 手順書、研究セキュリティのチェックリスト及び研究セキュリティに関するアンケ 12 ート（雛形）の見直し

13 内閣府は、本手順書について、その運用状況や諸外国の動向等を踏まえ、随時見直すもの
14 とする。また、資金配分機関や研究機関におけるリスクマネジメントの知見や経験を基に、
15 研究セキュリティのチェックリスト及び研究セキュリティに関するアンケート（雛形）につ
16 いても随時見直すことが必要である。

第2章 資金配分機関による取組

2-1. 特定研究開発プログラムの公募開始前の取組

資金配分機関は、特定研究開発プログラムの公募要領に必要事項を記載するほか、研究機関が手順書に基づき実施したリスクマネジメントの結果を確認した上で、当該特定研究開発プログラムを所管する府省庁とともに、研究機関が講じるリスク軽減措置の内容が十分であるかどうかを判断することとなる。

資金配分機関は、こうした役割を適切に果たすため、特定研究開発プログラムの公募開始前までに、以下の（１）から（３）に示す取組を実施することが必要である。

（１）特定研究開発プログラムの運営体制の整備等

資金配分機関は、特定研究開発プログラムの運営体制を整備することが必要である。その際、以下の点に留意することが必要である。

- ①特定研究開発プログラムの運営に関与する者（特定研究開発プログラムにより行われる研究の内容を業務上知り得る者をいう。以下同じ。）の指名
- ②特定研究開発プログラムの運営に関与する者による守秘義務の遵守の徹底
- ③特定研究開発プログラムの申請受理以降の過程で入手する情報、データ等の管理方針の策定
- ④重要技術の流出などの緊急事態が発生した場合の連絡・対応に係る体制の整備

（２）特定研究開発プログラムの運営に関与する者へのデュー・ディリジェンスの実施

資金配分機関は、特定研究開発プログラムの運営に関与する者のうち公募、審査、採択決定又はフォローアップについて権限と責任を有し当該特定研究開発プログラムの運営に重要な役割を果たす者¹⁷について、以下の各事項に関する情報（③から⑧まで、⑩及び⑪の情報）は、就任予定日の属する年度を含めた過去3年分とする。）を確認し、デュー・ディリジェンスを実施することが必要である¹⁸。また、当該特定研究開発プログラムを所管する府省庁は、当該デュー・ディリジェンスの結果を確認することが必要である。デュー・ディリジェンスは、自己申告による情報、オープンソースの情報など各資金配分機関が通常把握し得る情報を用いて実施することで足りる。

なお、十分な情報が得られない等の理由によりデュー・ディリジェンスの実施が困難な者については、必要に応じてリスク軽減措置¹⁹を実施することが望ましい。

- ①学歴（高等学校以降のものをいう。以下同じ。）
- ②研究経歴
- ③研究費の取得歴
- ④研究費以外の支援等（報酬・給与、奨学金、寄附金、兼職、名誉職等）の取得歴
- ⑤発表論文における筆頭著者、責任著者及び共著者
- ⑥特許の出願状況²⁰

¹⁷ 該当する者として、例えば、プログラムディレクター（PD）、プログラムオフィサー（PO）、アシスタントディレクター（AD）、プログラムマネジャー（PM）等が考えられる。

¹⁸ リスク評価に当たっては、これらの情報を総合的に勘案することが必要である。

¹⁹ リスク軽減措置については、P21を参照のこと。

²⁰ 共同出願人の情報を含めることが望ましい。

- ⑦外国の人材育成プログラムへの参加歴
- ⑧指針に基づく処分歴
- ⑨リスト（経済産業省が公表している外国ユーザーリスト及び米国の統合スクリーニングリストをいう。以下同じ。）への掲載の有無
- ⑩リストに掲載されている機関（以下「リスト掲載機関」という。）への所属の有無
- ⑪リスト掲載機関に所属する研究者との関係（共同研究・受託研究の実施、共著論文の執筆・公表及び学会等における連名の口頭発表の実績をいう。）の有無
- ⑫安全保障貿易管理における「非居住者」²¹（一時帰国しその滞在期間が6月未満の日本人等）又は「特定類型」²²（日本の大学の教授であり外国の大学と雇用契約を結び教授職を兼職している者、外国政府の人材獲得プログラムに参加し多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者等²³）への該当性

（３）公募要領に記載する内容の検討・決定

資金配分機関は、特定研究開発プログラムの公募要領に、以下の①から⑥までの事項を適切に記載することが必要である。なお、特定研究開発プログラムを指定する場合は、申請側である研究者及び研究機関が十分な時間的余裕をもって対応できるよう、できるだけ速やかにその旨を周知することが望ましい。

＜特定研究開発プログラムの公募要領に記載することが必要な事項＞

- ①当該競争的研究費が、特定研究開発プログラムとして指定されており（競争的研究費の制度全体ではなく、一部の事業、分野等の単位で指定されている場合には、該当する事業、分野等を明示することが必要である。）、研究代表機関及び共同研究機関に対して、リスクマネジメントの実施を求めること
- ②研究代表機関及び共同研究機関に実施を求めるリスクマネジメントの具体的内容
- ③研究代表機関及び共同研究機関が実施したリスクマネジメントの結果を資金配分機関に提出する時期（提出する時期は、遅くとも採択決定前までであることが必要である。なお、申請側である研究者及び研究機関の負担軽減の観点からは、結果の提出は、申請時において全ての申請者に対して求めるのではなく、例えば、採択候補課題が一定程度絞り込まれた段階で求めることや、専門家が必要と認める課題に対してのみ求めることが考えられる。）
- ④研究代表機関及び共同研究機関に対し、追加的なリスク軽減措置の実施を要請することがあること

²¹ 「非居住者」の内容は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び「外国為替法令の解釈及び運用について」（財務省）を参照のこと。

²² 「特定類型」の内容は、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（経済産業省貿易経済協力局）及び「「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A」（経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/minashika3.pdf）を参照のこと。（確認日：2025/10/8）

「特定類型」の該当性の判断は、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（経済産業省貿易経済協力局）の「特定類型の該当性の判断に係るガイドライン」を参照のこと。

²³ （出典）経済産業省「令和5年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会」における「安全保障貿易管理制度の概要」（<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/seminer/r5/meti5.pdf>）（確認日：2025/10/8）

⑤申告された研究者等の個人情報について、資金配分機関等が研究セキュリティの確保に向けたリスクマネジメントを目的として、必要な範囲内において利用する場合があること（個人情報の提供を受け利用することが想定される機関の名称も記載することが必要である。）

⑥手順書違反があった場合において応募制限措置等が講じられる場合があること

上記①から⑥までの内容を公募要領に記載するに当たっては、例えば、以下のような内容とすることが考えられる。

1. 特定研究開発プログラムの指定について

本プログラム（のうち〇〇事業、のうち〇〇分野）は、「特定研究開発プログラム」として指定されています。このため、【資金配分機関の名称】は、研究セキュリティの確保の観点から、研究代表機関及び共同研究機関にリスクマネジメントの実施を求めます。

2. リスクマネジメントの具体的内容について

実施するリスクマネジメントの内容は、「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」に基づくこととします。具体的には、別紙「研究セキュリティに関するアンケート」に記載の事項について実施してください。

3. リスクマネジメントの結果の提出時期について

研究代表機関は、研究代表機関及び共同研究機関が実施したリスクマネジメントの結果を、上記「研究セキュリティに関するアンケート」への回答として、【資金配分機関が指定する時期※】までに提出してください。

※申請時から採択決定までの間において、資金配分機関が指定する時期（申請時、採択候補課題が絞り込まれた段階等）

4. リスクマネジメントの結果の確認について

【資金配分機関の名称】及び【特定研究開発プログラムを所管する府省庁の名称】は、提出された回答を確認します。その結果、必要に応じて、研究代表機関及び共同研究機関に対し、追加的なリスク軽減措置の実施を要請することがあります。

5. 個人情報の取扱いについて

申告された研究者等の個人情報は、研究セキュリティの確保に向けたリスクマネジメントを目的として、【資金配分機関の名称】のほか、【資金配分機関の名称】から当該個人情報の提供を受けた【機関の名称】が、必要な範囲内で利用場合があります。

6. 手順書違反に対する措置について

「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」に違反する行為については、当該行為の悪質性及び招いた結果の重大性を踏まえ、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日、令和 3 年 12 月 17 日改正、競争的研究費に関する関係府省連絡会

申し合わせ)における不正受給行為として、当該研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本プログラムへの応募制限措置等が講じられる場合があります。

2-2. 特定研究開発プログラムの公募開始後から採択までの取組（リスク確認・リスク評価・リスク軽減措置）

（１）研究代表機関及び共同研究機関へのデュー・ディリジェンスの実施

資金配分機関は、アンケート（資金配分機関が、研究セキュリティに関するアンケート（雛形）等を踏まえて作成したアンケートをいう。以下同じ。）を活用し、研究代表機関から、当該研究代表機関（我が国の大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立研究開発法人及び公設試験研究機関以外の場合に限る。）及び共同研究機関（我が国の大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立研究開発法人及び公設試験研究機関以外の場合に限る。）に関する以下の情報の提出を受け、デュー・ディリジェンスを実施することが必要である。

- ①財務状況、（研究代表機関又は共同研究機関が企業である場合は）資本構成
- ②リストへの掲載の有無

（２）研究代表機関及び共同研究機関が実施したリスクマネジメントの結果の確認等

資金配分機関は、研究代表機関から、研究代表機関及び共同研究機関が実施したリスクマネジメントの結果をアンケートに対する回答として受理し、必要に応じて、研究代表機関、共同研究機関又はPI に対して追加の確認等を行った上で、特定研究開発プログラムを所管する府省庁とともに研究代表機関及び共同研究機関が講じるリスク軽減措置の内容が十分であるかどうかを判断することが必要である。

その結果、当該リスク軽減措置の内容が十分でないと判断した場合は、必要に応じて、研究代表機関及び共同研究機関と相談の上、研究代表機関及び共同研究機関に対して、追加的なリスク軽減措置の実施を要請することが必要である。

2-3. 特定研究開発プログラムにより行う研究の開始後の取組（フォローアップ）

資金配分機関は、特定研究開発プログラムにより行う研究の開始後、必要に応じて、リスク軽減措置の実施状況等を確認することが必要である。

2-4. その他の取組

（１）研究機関からの問合せ・相談への対応

資金配分機関は、研究機関からの特定研究開発プログラムの公募要領や具体的な運用に関する問合せ・相談について、適切に対応することが必要である。

（２）事例の収集・発信

資金配分機関は、特定研究開発プログラムの実施を通じて蓄積されるリスクマネジメントに関する知見や経験を踏まえたヒヤリハット事例や好事例を収集し、発信することが必要である。

第3章 研究機関による取組

3-1. 日常的に実施する取組

(1) 情報管理体制の整備

研究機関が適切にリスクマネジメントを実施するためには、リスクマネジメントに取り組みやすい体制を整えておくことが望ましい。

具体的には、研究インテグリティのチェックリストに基づき研究者から申告された情報に加え、特定研究開発プログラムへの申請に関する情報などリスクマネジメントに関する情報を、関係部署が連携して収集し、それらを一元的に管理する体制を整備することが望ましい。

(2) 所属研究者の研究活動に関する情報の収集

研究機関は、研究インテグリティのチェックリストに基づき研究者から申告される情報を収集することが必要である。また、所属研究者の論文投稿、雑誌等への掲載、出版物など研究成果に関する情報及び発明・特許等の知的財産に関する情報を収集することが望ましい。

(3) データ等の管理に関する情報の収集

研究機関は、以下の情報を収集することが望ましい。

- ①「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年12月17日統合イノベーション戦略推進会議）に基づき作成されたデータマネジメントプラン（以下「DMP」という。）に関する情報
- ②当該研究機関における情報システムの管理に関する情報
- ③当該研究機関における各種施設・設備等の管理に関する情報

(4) その他の取組

研究機関は、研究インテグリティのチェックリストについて、その運用状況等を踏まえ見直すことが必要である。また、所属研究者等に対して、研究セキュリティの確保に関する研修受講を奨励することが望ましい。

3-2. 特定研究開発プログラムへの申請時における取組

研究機関は、所属研究者が特定研究開発プログラムに申請する場合、資金配分機関が公募要領において定める時期までに、本手順書が求めるリスクマネジメントを実施することが必要となる。そのため、研究機関は、特定研究開発プログラムの申請時において、リスクマネジメントの実施体制の整備に向けて準備しておくことが望ましい。その際、以下の点に留意することが考えられる。

- ①特定研究開発プログラムの運営に関与する者の指名
- ②特定研究開発プログラムの運営に関与する者による守秘義務の遵守の徹底
- ③重要技術の流出などの緊急事態が発生した場合の連絡・対応に係る体制の整備

3-3. 資金配分機関が公募要領において定める時期までに実施する取組（リスク確認・リスク評価）

研究代表機関は、資金配分機関が公募要領において定める時期までに、以下に示すとおり、

1 リスク確認・リスク評価を行うことが必要である。また、共同研究機関においても、同様の
2 取組を行うことが必要である。

3 なお、デュー・ディリジェンスは、自己申告による情報、オープンソースの情報など各研
4 究機関が通常把握し得る情報を用いて実施することで足りる。

5 (1) 研究代表機関が行うリスク確認・リスク評価

6 (i) 研究代表機関に所属する PI 及び研究参画者並びに共同研究機関に所属する Co-PI に 7 ついて

8 研究代表機関は、当該研究代表機関に所属する PI 及び研究参画者並びに共同研究機関に
9 所属する Co-PI について、以下の各事項に関する情報（③から⑧まで、⑩及び⑪に関する情
10 報は、申請日の属する年度を含めた過去3年分とする。）を自己申告させた上で確認し、デ
11 ュー・ディリジェンスを実施することが必要である。研究代表機関は、デュー・ディリジェ
12 ンスの結果を踏まえ、実施するリスク軽減措置の内容を検討することが必要である。なお、
13 十分な情報が得られない等の理由によりデュー・ディリジェンスの実施が困難な者について
14 は、必要に応じてリスク軽減措置を実施することが望ましい。

15 ①学歴（必要に応じて指導教官等の情報を含む。）

16 ②研究経歴

17 ③研究費の取得歴

18 ④研究費以外の支援等（報酬・給与、奨学金、寄附金、兼職、名誉職等）の取得歴

19 ⑤発表論文における筆頭著者、責任著者及び共著者

20 ⑥特許の出願状況²⁴

21 ⑦外国の人材育成プログラムへの参加歴

22 ⑧指針に基づく処分歴

23 ⑨リストへの掲載の有無

24 ⑩リスト掲載機関への所属の有無

25 ⑪リスト掲載機関に所属する研究者との関係（共同研究・受託研究の実施、共著論文の執筆・
26 公表及び学会等における連名の口頭発表の実績をいう。）の有無

27 ⑫安全保障貿易管理における「非居住者」又は「特定類型」（日本の大学の教授であり外国
28 の大学と雇用契約を結び教授職を兼職している者、外国政府から留学資金を得ている留学
29 生、外国政府の人材獲得プログラムに参加し多額の研究資金や生活費の提供を受けている
30 研究者等²⁵）への該当性

31 （参考）デュー・ディリジェンスに使用する情報の収集について

32 デュー・ディリジェンスに使用する情報は、以下に例示するツールを用いて収集すること
33 が考えられる。その他のインターネット等で公開されている様々な情報も参照可能である
34 が、情報の信頼性や出所の正確性を慎重に確認することが必要である。また、デュー・ディ
35 リジェンスの実施に際し、情報の信頼性などの判断が困難な場合は、適宜、相談窓口（内閣
36 府）、資金配分機関等に相談することが望ましい。

37 （例）

38 ・学術論文データベース（Web of Science、Scopus 等）

²⁴ 共同出願人の情報を含めることが望ましい。

²⁵ （出典）経済産業省「令和5年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会」における「安全保障貿易管理制度の概要」（<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/seminer/r5/meti5.pdf>）。（確認日：2025/10/8）

- ・ポータルサイト（Google Scholar 等）
- ・研究データベース（e-Rad、科研費データベース、researchmap 等）
- ・知的財産データベース（特許情報プラットフォーム J-PlatPat 等）
- ・経済産業省が公表している外国ユーザーリスト及び米国の統合スクリーニングリスト

なお、これらのツールだけでは、十分な情報を収集し適切な判断をすることが困難な場合は、企業が提供する情報分析ツールや企業への委託調査を活用することも考えられる。

（ii）特定研究開発プログラムにより行う研究に関するデータ等の管理について

研究代表機関は、以下の各事項の適切性を確認することが望ましい。

- ①特定研究開発プログラムにより行う研究に関する DMP
- ②特定研究開発プログラムにより行う研究の過程で発生する電磁的な形態により管理できないもの（実験装置の物品、実験サンプルの試料等）の管理方針
- ③特定研究開発プログラムにより行う研究において使用される情報システム（PI が管理するものを含む。）の管理方針
- ④特定研究開発プログラムにより行う研究において使用される施設・設備等（建屋、居室、実験室等）の管理方針

（iii）共同研究機関²⁶について

研究代表機関は、共同研究機関（我が国の大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立研究開発法人及び公設試験研究機関以外の場合に限る。）について、以下の各事項に関する情報を自己申告させた上で確認し、デュー・ディリジェンスを実施することが望ましい。

- ①共同研究を行う目的
- ②当該研究分野における実績（申請日の属する年度を含めた過去 3 年分）
- ③財務状況、（共同研究機関が企業である場合は）資本構成
- ④リストへの掲載の有無

（iv）特定研究開発プログラムにより行う研究に対して助成、寄附、物品の提供等の支援を行う個人・機関について

研究代表機関は、特定研究開発プログラムにより行う研究に対して助成、寄附、物品の提供等の支援を行う個人・機関（国、地方公共団体等公的機関を除く。以下「支援者」という。）について、以下の各事項に関する情報を確認し、デュー・ディリジェンスを実施することが望ましい。

- ①支援の内容（資金・報酬の提供、物品の提供、役職の付与等）
- ②支援者の協力目的及び支援の条件（見返り要求等）
- ③財務状況、（支援者が企業である場合は）資本構成
- ④リストへの掲載の有無
- ⑤（支援者が個人である場合は）リスト掲載機関への所属の有無（申請日の属する年度を含めた過去 3 年分）

²⁶ 共同研究機関が外国の企業・大学である場合など当該共同研究機関に関する知見が少ない場合には、相談窓口（内閣府）、資金配分機関等に相談することが望ましい。

1
2 (v) その他

3 研究代表機関は、共同研究機関その他個人・機関との間で締結する共同研究契約その他契
4 約・協定について、協力の内容、研究データ等へのアクセス、発明・特許等の知的財産の取
5 扱い及び守秘義務の内容の適切性を確認することが必要である。

6
7 (2) 共同研究機関が行うリスク確認・リスク評価

8 (i) 共同研究機関に所属する Co-PI 及び研究参画者について

9 共同研究機関は、当該共同研究機関に所属する Co-PI 及び研究参画者について、上記(1)
10 (i) に掲げる各事項に関する情報を自己申告させた上で確認し、デュー・ディリジェンス
11 を実施することが必要である。なお、十分な情報が得られない等の理由によりデュー・ディ
12 リジェンスの実施が困難な者については、必要に応じてリスク軽減措置を講じることが望ま
13 しい。

14
15 (ii) 特定研究開発プログラムにより行う研究に関するデータ等の管理について

16 共同研究機関は、上記(1)(ii)に掲げる各事項((1)(ii)③において「PI」とあるの
17 は、「Co-PI」と読み替えるものとする。)の適切性を確認することが望ましい。

18
19 (iii) その他

20 共同研究機関は、研究代表機関その他個人・機関との間で締結する共同研究契約その他契
21 約・協定について、協力の内容、研究データ等へのアクセス、発明・特許等の知的財産の取
22 扱い及び守秘義務の内容の適切性を確認することが必要である。

23
24 (参考) 個人情報の取扱いについて

25 研究機関が、リスク確認・リスク評価を行うために研究者等から取得する情報には、個
26 人情報(要配慮個人情報も含む。以下同じ。)が含まれること、また、当該個人情報を第三
27 者(資金配分機関及び関係行政機関【共同研究機関の場合】研究代表機関を追加)と共
28 有する可能性もあるため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づ
29 き、以下の取扱いが必要となる。

30 1. 本人の同意

31 個人情報の取得、利用及び第三者への共有(提供)については事前に本人から同意を得
32 る必要があるため、研究機関は、研究者等が研究機関に情報を申告する際に、本人の同意
33 を得ることとする。

34 2. 同意を得るための手続

35 研究機関は、研究者等からの申告を受ける際に、同意書及び宣誓書の提出を求めるもの
36 とする。その際、以下の点を踏まえて同意書及び宣誓書を作成し、研究者等が署名して研
37 究機関に提出することで同意を得る。

38
39 (同意)

- 40 ・研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保に向けたリスクマネジメントを目的と
41 して、研究者等が個人情報を研究機関に提供し、当該目的に限り研究機関がこれを利用

1 すること

- 2 ・上記目的のため、研究機関が当該個人情報（第三者（資金配分機関及び関係行政機関（【共
3 同研究機関の場合】研究代表機関を追加））に共有（提供）すること
4 （宣誓）
5 ・申告（提出）する情報は、署名者が知る限り申告時点で最新のものであり、虚偽及び申
6 告漏れはないこと

8 3－4. リスク軽減措置

9 研究機関は、リスク確認・リスク評価の結果を踏まえ、リスク軽減措置を実施することが
10 必要であり、また、資金配分機関から追加的なリスク軽減措置の実施を要請された場合は、
11 適切に対応することが必要である。

12 研究機関が実施するリスク軽減措置は、以下に例示するものが考えられる²⁷ところである
13 が、リスクの程度に応じた合理的な措置であれば足り、ゼロ・リスクを求めるものである必
14 要はない。

- 15 ・建屋・設備へのアクセス権限の管理
 - 16 ・オフキャンパス等の研究場所の確保
 - 17 ・取り扱う情報の機微性に応じたミーティング等への参加者の考慮
 - 18 ・雇用関係を持つことによるガバナンスの強化（研究参画者が学生²⁸の場合など）
 - 19 ・研修の受講
 - 20 ・データ等の情報へのアクセス権限の管理
 - 21 ・サイバー攻撃への対策の強化²⁹
- 22

²⁷ リスク軽減措置を講じる場合には、包括的な組織・情報管理体制を構築する必要がある。関連する取組として、国の基準に基づき、国の認定を受けた機関が、組織の情報セキュリティ体制を審査・認証する制度「技術情報管理認証制度（TICS）」がある。

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/technology_management/index.html（確認日：2025/10/3）

²⁸ 研究参画者が、他機関からの出向者、派遣労働者、業務委託先の従業員等の場合は、研究参画に係る契約の内容を確認することが望ましい。

²⁹ 情報セキュリティに関するリスクマネジメントについて

国の行政機関、独立行政法人及び指定法人（以下「機関等」という。）については、全ての機関等に共通して求められる情報セキュリティ対策を講じるための「統一基準群」が作成されている。そのため、機関等においては、統一基準群を踏まえて各機関において策定している情報セキュリティポリシー、運用規程等に照らして、特定研究開発プログラムで取り扱う重要技術情報について情報セキュリティが確保されているかを確認することが必要である。研究機関（機関等を除く。）においても統一基準群を参考として、情報セキュリティが確保されているかどうかを確認することが考えられる。また、研究開発段階において想定される以下の代表的なケースについても統一基準群等を参照することが考えられる。

- ・情報システムやアプリケーションプログラムの開発・運用・保守等の業務を外部委託する場合
- ・仮想サーバー、Web 会議サービス等のクラウドサービスを利用する場合
- ・IT 関連機器を調達する場合

なお、高等教育機関においては、「高等教育機関の情報セキュリティ対策のためのサンプル規程集」も参考とすることが考えられる。

3-5. 特定研究開発プログラムにより行う研究の開始後の取組（フォローアップ）

研究機関は、特定研究開発プログラムにより行う研究の開始後、適宜、リスクマネジメントの実施状況を検証し、その結果を踏まえたリスクマネジメントを実施することが必要である。

特定研究開発プログラムにより行う研究の開始後に、その進展に応じ、新規の参画者を追加する際には、デュー・ディリジェンスを実施する必要がある、特に、主に当該研究に従事する者を新規に採用する際には、採用公募の段階で候補者からデュー・ディリジェンスに関する情報を収集することが望ましい。また、研究者から申告された情報に誤りが発覚した場合には、研究機関はその旨を速やかに資金配分機関に報告するとともに、修正された情報に基づき、改めてデュー・ディリジェンスを実施することが必要である。

特定研究開発プログラムにより行う研究の実施を通じて蓄積されるリスクマネジメントに関する知見や経験を踏まえたヒヤリハット事例及び好事例について、関係行政機関、資金配分機関等の求めに応じて提供することが望ましい。

第4章 研究者による取組

研究者は、所属研究機関の方針に基づき研究インテグリティの確保に努めるとともに、特定研究開発プログラムにより行う研究に参加する場合は、研究機関が本手順書に基づき実施するリスクマネジメントに従事することとなる。その際、研究者に求められる取組は以下のとおりである。

4-1. 研究活動に関する情報の申告

研究者は、従来から所属研究機関が作成する研究インテグリティのチェックリストに基づき、自身の研究活動に関する情報を所属研究機関に申告することが求められている。

また、特定研究開発プログラムにより行う研究に参加する予定の研究者は、所属研究機関の求めに応じて、自身の研究活動に関する情報を申告することが必要である。その際、研究セキュリティのチェックリストを用いて自己点検を行い、研究者として適切に対応しているかどうかを検証することが望ましい。

4-2. 特定研究開発プログラムにより行う研究に関するデータ等の管理

特定研究開発プログラムにより行う研究に参加する研究者は、特定研究開発プログラムにより行う研究に関するデータ等の管理に関して、以下の取組を実施することが望ましい。

- ①特定研究開発プログラムにより行う研究の管理対象データ³⁰の適切な管理
 - ②特定研究開発プログラムにより行う研究の過程で発生する電磁的な形態により管理できないもの（実験装置の物品、実験サンプルの試料等）の管理方針に基づく適切な管理
 - ③特定研究開発プログラムにより行う研究において使用される情報システム（PI 及び Co-PI が管理するものを含む。）の管理方針に基づく適切な管理
 - ④特定研究開発プログラムにより行う研究において使用される施設・設備等（建屋、居室、実験室等）の管理方針に基づく適切な管理
- さらに PI 及び Co-PI においては、以下の取組を実施することが望ましい。
- ⑤特定研究開発プログラムにより行う研究に関する適切な DMP の作成
 - ⑥特定研究開発プログラムにより行う研究に参加する研究者に対するデータ、施設・設備等の管理に関する指導

4-3. 研究セキュリティの確保に関するリテラシー向上に向けた取組

研究者は、積極的に、研究セキュリティの確保に関するリテラシー向上を図るための研修を受講することが望ましい。

³⁰ 「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年12月17日統合イノベーション戦略推進会議）において、「管理対象データ」は、「研究データのうち、研究者の所属する大学、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人等の研究開発を行う機関や資金配分機関の基準等に基づいて、管理・利活用の対象として、研究者がその範囲を定めるもの」とされている。

1 参考資料

2 (1) 用語の定義

3 本手順書においては、下記の用語について、以下のとおり定義する。

4 ・研究セキュリティ

5 国家及び経済の安全を脅かすリスクから研究活動を守るため、研究機関や研究者に求
6 める認識や行動。国や研究機関において守るべきと判断した研究活動を対象とする。

7 (補足説明)

8 国家又は経済安全保障を害する研究開発成果等の不当利用、重要技術の流出、研究イ
9 ンテグリティの毀損等のリスクから研究活動を保護すること。

11 ・研究インテグリティ

12 研究活動の健全性、公正性、透明性を保つために、研究者や研究機関に遵守すること
13 が求められる認識や行動。全ての研究活動を対象とする。

14 (補足説明)

15 研究活動の健全性、公正性を保つために、研究者及び研究機関が実施する活動であり、
16 研究者や研究コミュニティが自主的・自律的に遵守すべき行動規範（原則）の基盤とな
17 る機能を果たすもの。

18 例えば、研究者や研究機関が自主的に行う法令順守や研究不正防止（研究費の不正使
19 用を含む。）、産学連携等に伴う利益・責務相反への適切な対応があるが、研究の国際
20 化やオープン化に伴う研究システムの不当な利用等のリスクに関して、研究者が研究活
21 動の透明性の確保に関する情報（※）の適切な開示・報告を行うといったリスクマネジ
22 メントの措置、研究者としての説明責任を果たすことや、共同研究者に関する情報を確
23 認すること等を含む。

24 ※職歴・研究経歴、現在の全ての所属機関・役職（兼業や外国の人材登用プログラムへ
25 の参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）、外部機関から受けている各種支援等

27 ・リスクマネジメント

28 研究セキュリティを確保するため、組織として、利益相反、責務相反を犯すリスクや
29 重要技術が流出する等のリスクを確認、評価し、必要に応じて、事案発生時における損
30 失・毀損等を抑制するために必要なリスク軽減措置をあらかじめ講じること。リスクマ
31 ネジメントには、リスク確認とリスク評価（デュー・ディリジェンスを含む。）、リスク
32 軽減措置、フォローアップの一連の活動が含まれる。

34 ・デュー・ディリジェンス

35 研究活動の実施に際して、国際共同研究等に参画する研究者や研究機関の適切性を確
36 認するプロセスのこと。具体的には、研究者や所属機関が申告する研究活動に関する透
37 明性の確保に関する情報に関して、研究機関が、オープンソースの情報を含む別途入手
38 可能な情報等に基づいてリスクの確認と評価を行うこと。なお、公開情報のみを利用し
39 てデュー・ディリジェンスを行う場合を、特に「オープンソース・デュー・ディリジェ
40 ンス（OSDD）」という。

(2) 国際的な動向

OG7の取組

G7「グローバルな研究エコシステムにおけるセキュリティとインテグリティ」(SIGRE)作業部会「研究セキュリティと研究インテグリティに関する G7 共通の価値観と原則」(2022年6月)

悪意をもった行為者が存在する中、オープンサイエンスを推進しつつ、国際共同研究を安全に進める対策をとる上で、各国が守るべき研究インテグリティの価値観と研究セキュリティの原則を取りまとめ。

概念については、各国がそれぞれ固有の理解を持っている可能性があり、また、こうした概念は進化し続けることが認められるため、実用的な定義を作成。

【各国が守るべき研究インテグリティの価値観と研究セキュリティの原則】

研究インテグリティとは	研究インテグリティの価値
- 研究の正当性、社会的関連性、責任及び質を確保して守るための職業的価値観、原則及びベストプラクティスの遵守 - 個人が自信をもって研究知識を向上させ、研究結果を普及できる状況を確保するもの - 公正、革新的、オープンで、信頼性のある研究環境の中で共同研究の基盤を形成するもの	学問の自由 - 差別、ハラスメント、強制からの自由 - 公平性、多様性、包摂性 - 機関の自律性 オープンサイエンスと研究へのアクセス - 社会的信頼の醸成 透明性、情報開示、誠実性
研究セキュリティとは	研究セキュリティの原則
経済的、戦略的なリスクや国家的、国際的な安全保障のリスクをもたらす行為者や行動から研究コミュニティを保護する活動が伴う - 研究セキュリティの活動は国内及び国際的な研究インテグリティを保護し、特に国家や経済安全保障への脅威からの保護に重点を置くもの	- 国益とグローバルな利益のバランス 開放性の維持と研究セキュリティ - 協力と対話 - 積極的な取組 リスクへの相応性 - 共同責任 - 説明責任と責任 - 適応性

○研究セキュリティへの欧米主要国(米、加、英、仏、独)の共通認識

科学技術力強化は国家の重要課題であり、研究活動の原則である「学問の自由、公開性」を前提にした国際連携は重要な手段である。一方で、地政学的緊張の高まり等の近年の国際情勢により、技術流出や悪用等による経済安全保障上のリスクも生じている。これらのリスク軽減のため研究セキュリティの確保は非常に重要。

研究セキュリティ確保の取組が、国際活動を制限・阻害するためのものであってはならない。可能な限りアカデミアの自由・透明性・開放性を尊重し、研究セキュリティ確保との両立を目指し、バランスを取ることが重要。また、人種・国籍に対する差別は回避しなければならない。

研究セキュリティ対応を進めるに当たって、政府とアカデミアの対話によりアカデミアの認識・理解を醸成し、研究現場で実行可能なルールや取組の策定・推進が必須。

研究セキュリティ対応は、①リスクベースで評価を行い、②リスクがあると判断された場合は、真に保護すべき研究領域を特定の上、「Small yard & High fence」、「As open as possible, as closed as necessary」の原則により、リスクを軽減する必要がある。

【各国の研究セキュリティへの対応状況】

	政府	ファンディング機関 (FA)	大学・研究者
米国	●CHIPS・科学法 ●大統領覚書 ●相談窓口、リスク評価ツール開発 (SECUREセンター)	●リスク評価プロセスを構築。軽減策の妥当性は、大学との議論により決定。	●(研究者) NSPM-33に基づき所属・経歴(兼業、外国人材採用プログラム等)、資金の情報開示を徹底 ●(大学) 情報開示とリスク評価の体制整備、学内の意識啓発、専門家の人材育成
カナダ	●ガイドライン(「国際研究協力に関する国家安全保障ガイドライン」等) ●機微技術リスト、指定研究機関リストの公表 ●相談窓口 (Research Security Center) の設置	●リスク評価プロセスを構築。軽減策の妥当性は、FAが判断。 ●同プロセスで必要とされた場合、安全保障関連機関によってリスク評価。	●(研究者) 全申請課題を対象に機微技術リストと指定研究機関リストに基づき、研究体制を申告 (STRAC)。民間機関と連携がある申請の場合にリスク評価フォームを提出 (NSGRP) ●(大学) 国予算で一部大学に研究セキュリティオフィスを設置。インテル経験者等配置。申告内容、提出フォームを確認・助言
英国	●国家安全保障・投資法 ●ガイダンス (Trusted Research Guidance) ●相談窓口 (RCAT) 設置	●リスク評価プロセスを構築。国際共同研究支援において、研究体制を確認。(デュー・ディリジェンス) - リスクが高い場合は軽減策などの条件付きで採択。(機関の責任で実施)	●(研究者) 全申請課題を対象として、輸出管理等の機微な研究分野リスト等を参照し、FAに研究の機微性、研究体制を申告。軽減策を相談。 ●(大学) 最終意思決定は独立機関として大学の責任と強調
仏国	●「科学技術潜在力の保護制度」(PPST) ●国が機密性の高い研究室特定(制限領域(ZRR))、セキュリティ担当官を配置。各省の研究セキュリティ担当官と連携しPPSTを運用。	●フランス国立研究機構(ANR)では、採択候補課題に国際連携や産業連携が含まれる場合は、高等教育相と共有し、判断を仰ぐシステム。	●(研究者・大学) 省により機密に指定された研究室(ZRR)については、保護(参加者、研究テーマの管理等)を行う。研究機関の研究セキュリティ担当官と省のセキュリティ担当との連携により運用
ドイツ	●国家安全保障戦略、中国戦略 ●教育研究省(現:研究・技術・宇宙省(BMFTR))が研究セキュリティに関するポジションペーパーを公表。	●ドイツ研究振興協会(DFG)の「国際連携におけるリスクへの対処にかかる勧告」ガイドラインに基づき、現在は国際連携を行う公募申請者に対し、研究リスクにかかる自己評価を行った申請者(新様式)の追加提出を要請。	●(研究者) 政府・FAのガイドラインを踏まえ、自己申告

※JST 作成資料より

1 (3) 御協力いただいた有識者

2 「研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議」

3 構成員（五十音順、敬称略） ◎：座長、○：座長代理

天谷 雅行 慶應義塾大学 医学部 教授、理化学研究所 生命医科学研究センター センター長

伊藤 隆 前三菱電機株式会社 執行役員、経済安全保障統括室長

上田 正仁 東京大学大学院 理学系研究科 教授

川原 圭博 東京大学大学院 工学系研究科 教授

桑田 薫 東京科学大学 副理事

佐々木 孝彦 東北大学 副理事・金属材料研究所所長

佐宗 章弘 東海国立大学機構長補佐、名古屋大学 副総長

佐藤 康博 総合科学技術・イノベーション会議 非常勤議員、株式会社みずほフィナンシャル
グループ 特別顧問

榎木 哲夫 京都大学 理事・副学長

染谷 隆夫 東京大学大学院 工学系研究科 教授

恒藤 晃 国立研究開発法人産業技術総合研究所 理事（兼）上級執行役員企画本部長
※第1回～第4回会議

徳増 伸二 国立研究開発法人産業技術総合研究所 理事（兼）上級執行役員経営企画本部長
※第5回会議～

中尾 彰宏 東京大学大学院 工学系研究科 教授

◎橋本 和仁 内閣官房 科学技術顧問、国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

○宮園 浩平 総合科学技術・イノベーション会議 常勤議員

山越 祥子 筑波大学 利益相反・輸出管理マネジメント室 准教授

渡部 俊也 東京科学大学 副学長

1 **（４）検討の経緯**

2 ●「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言～国が支援を行う研
3 究開発プログラムにおける対応～」(令和6年6月4日経済安全保障法制に関する有識者
4 会議)を受けて検討開始。

5
6 ●令和7年4月14日 研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議
7 設置(内閣府科学技術・イノベーション推進事務局長決定)

8
9 ●令和7年4月18日 第1回会議

10 ○会議趣旨説明

11 ○重要技術の流出防止等のための基本的な対応方針について

12
13 ●令和7年5月26日 第2回会議

14 ○ステークホルダーからの意見聴取

15 ○重要技術の流出防止等のための枠組みについて

16
17 ●令和7年6月11日 第3回会議

18 ○重要技術の流出防止等のための枠組みについて

19
20 ●令和7年6月30日 第4回会議

21 ○重要技術の流出防止等のための枠組みについて

22 ○関係者に求められる事項について

23
24 ●令和7年7月18日 第5回会議

25 ○研究セキュリティの確保に係る取組のための手順書原案について

26
27 ●令和7年10月23日 第6回会議

28 ○研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書(案)について

29
30 ●令和7年 月 日 第7回会議

31 ○

- 1 (別紙1)
- 2 「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本方針」(令和4年
- 3 9月30日閣議決定)において調査研究を実施する技術領域の参考として定めた20分類
- 4
- 5 ○ バイオ技術
 - 6 ○ 医療・公衆衛生技術(ゲノム学含む)
 - 7 ○ 人工知能・機械学習技術
 - 8 ○ 先端コンピューティング技術
 - 9 ○ マイクロプロセッサ・半導体技術
 - 10 ○ データ科学・分析・蓄積・運用技術
 - 11 ○ 先端エンジニアリング・製造技術
 - 12 ○ ロボット工学
 - 13 ○ 量子情報科学
 - 14 ○ 先端監視・測位・センサー技術
 - 15 ○ 脳コンピュータ・インターフェース技術
 - 16 ○ 先端エネルギー・蓄エネルギー技術
 - 17 ○ 高度情報通信・ネットワーク技術
 - 18 ○ サイバーセキュリティ技術
 - 19 ○ 宇宙関連技術
 - 20 ○ 海洋関連技術
 - 21 ○ 輸送技術
 - 22 ○ 極超音速
 - 23 ○ 化学・生物・放射性物質及び核(CBRN)
 - 24 ○ 先端材料科学
- 25
- 26
- 27
- 28

(別紙 2)

特定研究開発プログラムに申請する研究者が所属する研究機関（研究代表機関）向け

研究セキュリティのチェックリスト

※本チェックリストは、特定研究開発プログラムに申請する際に、資金配分機関が公募要領で定める時期までに、手順書に基づく取組の実施が可能かどうか自己点検するものです。

0. 用語の定義

「PI」…特定研究開発プログラムにより行う研究の全体の責任者

「研究代表機関」…PIが所属する研究機関

「研究参画者」…特定研究開発プログラムに参加する予定の研究者（PI及びCo-PIを除く。）

「共同研究機関」…特定研究開発プログラムにより行う研究を研究代表機関と共同して行う研究機関及び研究代表機関から特定研究開発プログラムにより行う研究の一部の委託を受けた研究機関

「Co-PI」…共同研究機関の代表者として特定研究開発プログラムに参加する予定の研究者

「指針」…「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（令和 3 年12月17日最終改定）

「リスト」…経済産業省が公表している外国ユーザーリスト及び米国の統合スクリーニングリスト

「リスト掲載機関」…リストに掲載されている機関

1. リスク確認・リスク評価について

(1)資金配分機関が定める時期までに、PI及び自機関の研究参画者並びにCo-PIについて、以下の各事項に関する情報（③から⑧まで、⑩及び⑪に関する情報は、申請日の属する年度を含めた過去 3 年分）を自己申告させた上で確認し、デュー・ディリジェンスを実施することができますか？

①学歴（高等学校以降のものとし、必要に応じて指導教官等の情報を含む。）

②研究経歴

③研究費の取得歴

④研究費以外の支援等（報酬・給与、奨学金、寄附金、兼職、名誉職等）の取得歴

⑤発表論文における筆頭著者、責任著者及び共著者

⑥特許の出願状況

⑦外国の人材育成プログラムへの参加歴

⑧指針に基づく処分歴

⑨リストへの掲載の有無

⑩リスト掲載機関への所属の有無

⑪リスト掲載機関に所属する研究者との関係（共同研究・受託研究の実施、共著論文の執筆・公表及び学会等における連名の口頭発表の実績をいう。）の有無

⑫安全保障貿易管理における「非居住者」¹（一時帰国しその滞在期間が 6 月未満の日本人等）又は「特定類型」²（日本の大学の教授であり外国の大学と雇用契約を結び教授

¹ 「非居住者」の内容は、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び「外国為替法令の解釈及び運用について」（財務省）を参照のこと。

² 「特定類型」の内容は、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に

職を兼職している者、外国政府から留学資金を得ている留学生、外国政府の人材獲得プログラムに参加し多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者等）への該当性

☐ 実施することができる ☐ 実施できない

(2) 共同研究機関その他個人・機関との間で締結する共同研究契約その他契約・協定について、以下の内容の適切性を確認することとしていますか？

- ①協力の内容
- ②研究データ等へのアクセス
- ③発明・特許等の知的財産の取扱い
- ④守秘義務の内容

☐ 確認することになっている ☐ 確認しない

(3) 自機関（我が国の大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立研究開発法人及び公設試験研究機関以外の場合に限る。）及び共同研究機関（我が国の大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立研究開発法人及び公設試験研究機関以外の場合に限る。）について、以下の各情報を、資金配分機関に提出することができますか？

- ①財務状況、（自機関又は共同研究機関が企業である場合は）資本構成
- ②リストへの掲載の有無

☐ 提出できる ☐ 提出できない

2. 個人情報の取扱いについて

(1) 所属研究者等から個人情報（要配慮個人情報を含む。）の提供（申告）を受ける際、

- ①利用目的・第三者（資金配分機関及び関係行政機関）提供についての同意書
- ②最新の情報であること及び虚偽・申告漏れはないことについての宣誓書の提出を求めることとしていますか？

☐ 提出を求めることにしている ☐ 提出を求めない

3. リスク軽減措置の実施について

(1) リスク確認・リスク評価の結果を踏まえ、合理的なリスク軽減措置を実施することができますか？

☐ できる ☐ できない

基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（経済産業省貿易経済協力局）及び「「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A」（経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/minashi/minashiq3.pdf）を参照のこと。

「特定類型」の該当性の判断は、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（経済産業省貿易経済協力局）の「特定類型の該当性の判断に係るガイドライン」を参照のこと。

4. 研究の開始後のフォローアップについて

(1) 研究の開始後、リスクマネジメントの実施状況を検証し、その結果を踏まえたリスクマネジメントを実施することができますか？

☐ できる ☐ できない

(2) 研究の開始後において新規の参画者を追加する際に、当該参画者に対してデュー・ディリジェンスを実施することができますか？

☐ できる ☐ できない

(3) 研究者から申告された情報に誤りがあった場合、速やかに資金配分機関に報告し、修正後の情報に基づき、デュー・ディリジェンスを実施することができますか？

☐ できる ☐ できない

特定研究開発プログラムに参加する予定の共同研究機関向け

研究セキュリティのチェックリスト

※本チェックリストは特定研究開発プログラムに申請する際に、資金配分機関が公募要領で定める時期までに、手順書に基づく取組の実施が可能かどうか自己点検するものです。

0. 用語の定義

「PI」…特定研究開発プログラムにより行う研究の全体の責任者

「研究代表機関」…PIが所属する研究機関

「研究参画者」…特定研究開発プログラムに参加する予定の研究者（PI及びCo-PIを除く。）

「共同研究機関」…特定研究開発プログラムにより行う研究を研究代表機関と共同して行う研究機関及び研究代表機関から特定研究開発プログラムにより行う研究の一部の委託を受けた研究機関

「Co-PI」…共同研究機関の代表者として特定研究開発プログラムに参加する予定の研究者

「指針」…「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（令和3年12月17日最終改定）

「リスト」…経済産業省が公表している外国ユーザーリスト及び米国の統合スクリーニングリスト

「リスト掲載機関」…リストに掲載されている機関

1. リスク確認・リスク評価について

(1)資金配分機関が定める時期までに、自機関のCo-PI及び研究参画者について、以下の各事項に関する情報（③から⑧まで、⑩及び⑪に関する情報は、申請日の属する年度を含めた過去3年分）を自己申告させた上で確認し、デュー・ディリジェンスを実施することができますか？

①学歴（高等学校以降のものとし、必要に応じて指導教官等の情報を含む。）

②研究経歴

③研究費の取得歴

④研究費以外の支援等（報酬・給与、奨学金、寄附金、兼職、名誉職等）の取得歴

⑤発表論文における筆頭著者、責任著者及び共著者

⑥特許の出願状況

⑦外国の人材育成プログラムへの参加歴

⑧指針に基づく処分歴

⑨リストへの掲載の有無

⑩リスト掲載機関への所属の有無

⑪リスト掲載機関に所属する研究者との関係（共同研究・受託研究の実施、共著論文の執筆・公表及び学会等における連名の口頭発表の実績をいう。）の有無

⑫安全保障貿易管理における「非居住者」³（一時帰国しその滞在期間が6月未満の日本人等）又は「特定類型」⁴（日本の大学の教授であり外国の大学と雇用契約を結び教授職を兼職している者、外国政府から留学資金を得ている留学生、外国政府の人材獲得プログラムに参加し多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者等）への該当性

☐ 実施することができる ☐ 実施できない

(2) 研究代表機関その他個人・機関との間で締結する共同研究契約その他契約・協定について、以下の内容の適切性を確認することとしていますか？

- ①協力の内容
- ②研究データ等へのアクセス
- ③発明・特許等の知的財産の取扱い
- ④守秘義務の内容

☐ 確認することになっている ☐ 確認しない

(3) 自機関（我が国の大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立研究開発法人及び公設試験研究機関以外の場合に限る。）について、以下の各情報を、研究代表機関に提出することができますか？

- ①財務状況、（自機関が企業である場合は）資本構成
- ②リストへの掲載の有無

☐ 提出できる ☐ 提出できない

2. 個人情報の取扱いについて

(1) 所属研究者等から個人情報（要配慮個人情報を含む。）の提供（申告）を受ける際、

- ①利用目的・第三者（資金配分機関及び関係行政機関）提供についての同意書
- ②最新の情報であること及び虚偽・申告漏れはないことについての宣誓書の提出を求めることとしていますか？

☐ 提出を求めることにしている ☐ 提出を求めない

3. リスク軽減措置の実施について

(1) リスク確認・リスク評価の結果を踏まえ、合理的なリスク軽減措置を実施することができますか？

³ 「非居住者」の内容は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び「外国為替法令の解釈及び運用について」（財務省）を参照のこと。

⁴ 「特定類型」の内容は、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（経済産業省貿易経済協力局）及び「「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A」（経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/minashi/minashiga3.pdf）を参照のこと。

「特定類型」の該当性の判断は、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（経済産業省貿易経済協力局）の「特定類型の該当性の判断に係るガイドライン」を参照のこと。

☐ できる ☐ できない

4. 研究の開始後のフォローアップについて

(1) 研究の開始後、リスクマネジメントの実施状況を検証し、その結果を踏まえたリスクマネジメントを実施することができますか？

☐ できる ☐ できない

(2) 研究の開始後において新規の参画者を追加する際に、当該参画者に対してデュー・ディリジェンスを実施することができますか？

☐ できる ☐ できない

(3) 研究者から申告された情報に誤りがあった場合、速やかに研究代表機関を通じて資金配分機関に報告し、修正後の情報に基づき、デュー・ディリジェンスを実施することができますか？

☐ できる ☐ できない

特定研究開発プログラムに参加する予定の研究者向け

研究セキュリティのチェックリスト

※本チェックリストは、研究者が、特定研究開発プログラムに申請する際に、研究機関が手順書に基づく取組を実施できるよう研究者（PI及びCo-PI）として必要な対応を行ったかどうかを自己点検するものです。PIは「PIにおいては」から始まる問を、Co-PIは「Co-PIにおいては」から始まる問に回答してください。

0. 用語の定義

「PI」…特定研究開発プログラムにより行う研究の全体の責任者

「研究代表機関」…PIが所属する研究機関

「研究参画者」…特定研究開発プログラムに参加する予定の研究者（PI及びCo-PIを除く。）

「共同研究機関」…特定研究開発プログラムにより行う研究を研究代表機関と共同して行う研究機関及び研究代表機関から特定研究開発プログラムにより行う研究の一部の委託を受けた研究機関

「Co-PI」…共同研究機関の代表者として特定研究開発プログラムに参加する予定の研究者

「指針」…「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（令和3年12月17日最終改定）

「リスト」…経済産業省が公表している外国ユーザーリスト及び米国の統合スクリーニングリスト

「リスト掲載機関」…リストに掲載されている機関

1. リスク確認に係る情報の提出等について

（1）研究者についての情報の提出

- PIにおいては、自身の以下の①から⑫までの各情報（③から⑧まで、⑩及び⑪に関する情報は、申請日の属する年度を含めた過去3年分）について、指定された時期までに所属機関の担当部署へ提出しましたか？

☐ 提出済 ☐ 未提出

- PIにおいては、Co-PI及び自機関の研究参画者について、以下の①から⑫までの各情報（③から⑧まで、⑩及び⑪に関する情報は、申請日の属する年度を含めた過去3年分）について、指定された時期までの提出を促し、研究代表機関の担当

部署へこれらの情報が全て提出されているかどうかを確認しましたか？

☐ 提出を確認済 ☐ 提出を未確認

- Co-PIにおいては、自身の以下の①から⑫までの各情報（③から⑧まで、⑩及び⑪に関する情報は、申請日の属する年度を含めた過去3年分）について、指定された時期までに共同研究機関の担当部署へ提出しましたか？

☐ 提出済 ☐ 未提出

- Co-PIにおいては、自機関の研究参画者について、以下の①から⑫までの各情報（③から⑧まで、⑩及び⑪に関する情報は、申請日の属する年度を含めた過去3年分）について、指定された時期までの提出を促し、共同研究機関の担当部署へこれらの情報が全て提出されているかどうかを確認しましたか？

☐ 提出を確認済 ☐ 提出を未確認

- ①学歴（高等学校以降のものとし、必要に応じて指導教官等の情報を含む。）
- ②研究経歴
- ③研究費の取得歴
- ④研究費以外の支援等（報酬・給与、奨学金、寄附金、兼職、名誉職等）の取得歴
- ⑤発表論文における筆頭著者、責任著者及び共著者
- ⑥特許の出願状況
- ⑦外国の人材育成プログラムへの参加歴
- ⑧指針に基づく処分歴
- ⑨リストへの掲載の有無
- ⑩リスト掲載機関への所属の有無
- ⑪リスト掲載機関に所属する研究者との関係（共同研究・受託研究の実施、共著論文の執筆・公表及び学会等における連名の口頭発表の実績をいう。）の有無
- ⑫安全保障貿易管理における「非居住者」⁵（一時帰国しその滞在期間が6月未満の日本人等）又は「特定類型」⁶（日本の大学の教授であり外国の大学と雇用契約を結び教授職を兼職している者、外国政府から留学資金を得ている留学生、外国政府の人材獲得プログラムに参加し多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者等）への該当性

⁵ 「非居住者」の内容は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び「外国為替法令の解釈及び運用について」（財務省）を参照のこと。

⁶ 「特定類型」の内容は、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（経済産業省貿易経済協力局）及び「「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A」（経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/minashiga3.pdf）を参照のこと。

「特定類型」の該当性の判断は、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（経済産業省貿易経済協力局）の「特定類型の該当性の判断に係るガイドライン」を参照のこと。

(2) 共同研究機関についての情報の提出

PIにおいては、共同研究機関（我が国の大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立研究開発法人及び公設試験研究機関以外の場合に限る。）について、以下の各情報を、研究代表機関の担当部署へ提出しましたか？

- ①財務状況、（共同研究機関が企業である場合は）資本構成
- ②リストへの掲載の有無

☐ 提出済 ☐ 未提出 ☐ 共同研究機関は無い

(3) リスク軽減措置

- PIにおいては、研究代表機関及び共同研究機関がリスク確認及びリスク評価の結果、実施することとしたリスク軽減措置について、研究代表機関、共同研究機関、資金配分機関等と連携・協力して実施する用意がありますか？

☐ ある ☐ ない

- Co-PIにおいては、研究代表機関及び共同研究機関がリスク確認及びリスク評価の結果、実施することとしたリスク軽減措置について、研究代表機関、共同研究機関、資金配分機関等と連携・協力して実施する用意がありますか？

☐ ある ☐ ない

2. 個人情報の取扱い

- PIにおいては、研究代表機関に提供（申告）する個人情報（要配慮個人情報を含む。以下同じ。）について、
 - ①利用目的・第三者提供についての同意書（以下「同意書」という。）
 - ②最新の情報であること及び虚偽・申告漏れはないことについての宣誓書（以下「宣誓書」という。）を、指定されたフォーマットに従い作成し、研究代表機関の担当部署に提出しましたか？

☐ 提出済 ☐ 未提出

- PIにおいては、Co-PI及び自機関の研究参画者が、研究代表機関に提供（申告）する個人情報についての同意書及び宣誓書を、指定されたフォーマットに従い作成し、研究代表機関の担当部署に提出したことを確認しましたか？

☐ 提出を確認済 ☐ 提出を未確認

- Co-PIにおいては、研究代表機関及び自機関に提供（申告）する個人情報についての同意書及び宣誓書を、指定されたフォーマットに従い作成し、研究代表機関及び共同研究機関の担当部署に提出しましたか？

☐ 提出済 ☐ 未提出

- Co-PIにおいては、自機関の研究参加者が、自機関に提供（申告）する個人情報についての同意書及び宣誓書を、指定されたフォーマットに従い作成し、共同研究機関の担当部署に提出したことを確認しましたか？

☐ 提出を確認済 ☐ 提出を未確認

第6回有機著者会議資料版

(別紙 3)

研究セキュリティに関するアンケート（雛形）

用語の定義

- 「PI」…特定研究開発プログラムにより行う研究の全体の責任者
- 「研究代表機関」…PIが所属する研究機関
- 「研究参画者」…特定研究開発プログラムに参加する予定の研究者（PI及びCo-PIを除く。）
- 「共同研究機関」…特定研究開発プログラムにより行う研究を研究代表機関と共同して行う研究機関及び研究代表機関から特定研究開発プログラムにより行う研究の一部の委託を受けた研究機関
- 「Co-PI」…共同研究機関の代表者として特定研究開発プログラムに参加する予定の研究者
- 「指針」…「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（令和3年12月17日最終改定）
- 「リスト」…経済産業省が公表している外国ユーザーリスト及び米国の統合スクリーニングリスト
- 「リスト掲載機関」…リストに掲載されている機関

「研究セキュリティに関するアンケート（雛形）」の使用方法及び記載方法

- ・資金配分機関が「研究セキュリティに関するアンケート（雛形）」に基づき作成するアンケート（以下「アンケート」という。）は、資金配分機関が公募要領で定める時期までに、研究代表機関が回答するものです。資金配分機関は、回答を求める時期を公募要領に明記し、研究代表機関に対して、アンケートへの回答を求めています。
- ・資金配分機関は、「研究セキュリティに関するアンケート（雛形）」について、実施する事業の内容に合わせて適宜変更して使用してください。
- ・資金配分機関は、研究代表機関に対し、アンケートへの回答に関する資料（デュー・ディリジェンスの対象者の一覧及び研究代表機関が当該対象者に関して収集した情報を含む。）の提出を求めています。
- ・研究代表機関は、PI、Co-PI、研究参画者及び共同研究機関から申告された情報、「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」に基づき実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、アンケートに回答してください。
- ・研究代表機関は、回答に当たり、PI、Co-PI、研究参画者及び共同研究機関から必要な情報を入手してください。
- ・デュー・ディリジェンスは、既に入手している情報及び自己申告・公開情報を通じて通常把握し得る情報の範囲に基づいて行うこととします。

○提案情報

PI (研究代表者) の氏名	
所属機関・部署・役職	
研究課題名	

○アンケート

1. 貴機関（研究代表機関）について

(1) 貴機関（研究代表機関）が、我が国の大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立研究開発法人及び公設試験研究機関以外の場合は、以下の各情報を当機関（資金配分機関）まで提出してください。

- ①財務状況、（貴機関が企業である場合は）資本構成
- ②リストへの掲載の有無

☐ 提出した	☐ 提出は必要であるが提出していない
☐ 提出は不要である	(いずれか選択)

2. 共同研究機関について

(1) 共同研究機関が、我が国の大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立研究開発法人及び公設試験研究機関以外の場合は、以下の各情報を当機関（資金配分機関）まで提出してください。

- ①財務状況、（共同研究機関が企業である場合は）資本構成
- ②リストへの掲載の有無

☐ 提出した	☐ 提出は必要であるが提出していない
☐ 提出は不要である	(いずれか選択)

3. リスク確認及びリスク評価について

(1) 提案している研究の体制（以下「研究体制」という。）に含まれている全てのメンバー（PI、Co-PI 及び研究参画者）について、以下の各事項に関する情報（③から⑧まで、⑩及び⑪に関する情報は、申請日の属する年度を含めた過去3年分）を確認し、デュー・ディリジェンスを実施しましたか？

- ①学歴（高等学校以降のものとし、必要に応じて指導教官等の情報を含む。）
- ②研究経歴
- ③研究費の取得歴
- ④研究費以外の支援等（報酬・給与、奨学金、寄附金、兼職、名誉職等）の取得歴
- ⑤発表論文における筆頭著者、責任著者及び共著者
- ⑥特許の出願状況
- ⑦外国の人材育成プログラムへの参加歴
- ⑧指針に基づく処分歴
- ⑨リストへの掲載の有無

⑩リスト掲載機関への所属の有無

⑪リスト掲載機関に所属する研究者との関係（共同研究・受託研究の実施、共著論文の執筆・公表及び学会等における連名の口頭発表の実績をいう。）の有無

⑫安全保障貿易管理における「非居住者」ⁱ（一時帰国しその滞在期間が6月未満の日本人等）又は「特定類型」ⁱⁱ（日本の大学の教授であり外国の大学と雇用契約を結び教授職を兼職している者、外国政府から留学資金を得ている留学生、外国政府の人材獲得プログラムに参加し多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者等）への該当性

☐ 実施した ☐ 実施していない
☐ 実施したが一部の情報は取得できなかった（取得できなかった情報（①～⑫）を下欄に記載してください。）（いずれか選択）

・

・

・

（2）上記（1）に掲げる各事項を確認し、デュー・ディリジェンスを実施した結果、リスク軽減措置を実施すべきと考える者はいますか？

☐ はい ☐ いいえ （いずれか選択）

（3）今後、新たに Co-PI 及び研究参画者を追加したい場合は、事前に、上記と同様にデュー・ディリジェンスを実施の上、当機関（資金配分機関）に相談してください。その場合、当機関は、リスク軽減措置を講じるよう要請することがあります。

☐ 記載内容に従います

ⁱ 「非居住者」の内容は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び「外国為替法令の解釈及び運用について」（財務省）を参照のこと。

ⁱⁱ 「特定類型」の内容は、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（経済産業省貿易経済協力局）及び「「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A」（経済産業省ウェブサイト https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/minashiq3.pdf）を参照のこと。

「特定類型」の該当性の判断は、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（経済産業省貿易経済協力局）の「特定類型の該当性の判断に係るガイドライン」を参照のこと。

(4) 研究代表機関は、共同研究機関その他個人・機関との間で締結する共同研究契約その他契約・協定について、以下の内容の適切性を確認していますか？

- ①協力の内容
- ②研究データ等へのアクセス
- ③発明・特許等の知的財産の取扱い
- ④守秘義務の内容

☐ はい ☐ いいえ (いずれか選択)

(5) 共同研究機関は、研究代表機関その他個人・機関との間で締結する共同研究契約その他契約・協定について、以下の内容の適切性を確認していますか？

- ①協力の内容
- ②研究データ等へのアクセス
- ③発明・特許等の知的財産の取扱い
- ④守秘義務の内容

☐ はい ☐ いいえ (いずれか選択)

4. リスク軽減措置について

(1) 「3. リスク確認及びリスク評価について」の(2)に「はい」と回答した場合は、リスクに応じたリスク軽減措置を実施することが必要となります。研究セキュリティを確保するために、どのようなリスク軽減措置を実施しますか？

(複数回答可)

- ☐ 建屋・設備へのアクセス権限の管理
- ☐ オフキャンパス等の研究場所の確保
- ☐ 取り扱う情報の機微性に応じたミーティング等への参加者の考慮
- ☐ 雇用関係を持つことによるガバナンスの強化(研究参画者が学生の場合など)
- ☐ 研修の受講
- ☐ データ等の情報へのアクセス権限の管理
- ☐ サイバー攻撃への対策の強化
- ☐ その他

・

・

(2) 上記の回答について実行可能であることを確認しておく必要があります。

☐ 実行可能であることを確認しました

以上の全ての記載事項について、

☐ 研究体制における PI、Co-PI 及び研究参画者の同意を得ました。

☐ 研究代表機関及び共同研究機関の担当部署の確認を得ました。

(注) 研究を開始するためには、両方にチェックが入っている必要があります。